

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

都労委

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

第8回 都労委(JAL 事案)調査報告

<JAL 事案> と <国交省事案>

「全体を見ながら今後の進め方を検討する！」

「次回（7/28）は、国交省事案調査を予定！」

5月31日、JALの国交拒否に対する不当労働行為救済申立に係る、東京都労働委員会（都労委）の第8回調査が行なわれました。組合からは前日30日の団体交渉での会社の対応を報告し、次定期日までに不誠実交渉に係る追加申立をする旨、委員会に伝えました。委員会からは、次回調査期日7月28日には国交省の調査も予定しており、全体として今後どう進めていくのか検討する旨が伝えられました。

組合から団交内容(5/30)を報告

- 組合の質問に対し「回答拒否」「真正面から答えない」「同じ発言」を繰り返し、交渉が進まない。追加申立をする。
 - ・「地上職マッチング」が、ILO166号勧告の優先雇用（原職復帰）に合致しているのか否かにすら答えない。
 - ・人員削減し過ぎた事実を示す「2010年度JALグループ安全報告書」をどう思うかについて、「裁判で出尽くしている」のみで、質問に正面から答えない。
 - ・解決金を支払えない理由 ①「当時退職を余儀なくされた方が沢山いる」、②「金融機関などに多大な迷惑をかけた」について具体的な説明をせず、交渉にならない。
- 同じ発言を繰り返す頑なな姿勢から、変化を感じる発言があった。
 - ・ILO勧告は「法的拘束力がない、従うか従わないかは会社の判断」（代理人）と発言していたが、「法的拘束力がないからといって会社として何もしなくて良いということではない」と修正。
 - ・整理解雇者が原職復帰した場合について、会社として「不都合はない」と認めた。
 - ・これまで、被解雇者も特別早期退職者も退職を余儀なくされたのは同じだから、解決金を支払うことはできないと発言していたが、「両者には立場の違いがある」ことを認めた。
- 4名の「原職復帰要求者リスト」を提出した。次回交渉で回答を求める。

今回調査で確認されたこと

- 次定期日7月28日 JAL10:00、国交省11:00
- 組合から出された第4・第5準備書面に対して、会社から反論があれば7月21日までに提出。
- 期日間の交渉内容を委員会に報告する。
- 次回は国土交通省に対する調査も行う予定。
- 組合の追加申立て（7月21日まで提出）への反論も見ながら、全体の進行を見て今後の進め方を検討する。
- 委員会の場が解決の場になるよう、できる限りのことをしていきたい。